

平成18年12月14日

一瀬戸内海国立公園の多島海景観を守るためにー

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業等の実施に関する行政評価・監視結果～瀬戸内海国立公園を中心として～
〈行政評価・監視結果に基づいて改善通知〉

「行政評価・監視」は、岡山行政評価事務所が行う活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主に合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、多島海景観を持つ瀬戸内海国立公園の適切な管理活動等の推進という観点から、環境省が国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然や社会状況を熟知した地域住民等を雇用し、国立公園管理のグレードアップを図る目的で実施している「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業」の岡山県内における実施状況等を調査したものです（全国初）。

その調査結果に基づき、平成18年12月14日、中国四国地方環境事務所に対して改善意見を通知しました。

〈本件照会先〉
岡山行政評価事務所 第1評価監視官室
(担当) 青木恒夫 南紀代 中野智之
(電話) 086-231-4321

概 略

グリーンワーカー事業とは…

- 環境省は、平成13年度に「**国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業**」を創設。貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然や社会状況を熟知した地域住民等を雇用し、次のような自然環境保全活動を実施することにより、**国立公園管理のグレードアップ**を図っている。
 - i 景観維持業務（景観確保のための支障木の剪定等）
 - ii 環境美化業務（不法投棄ゴミの回収等）
 - iii 野生生物の保護・保全事業 等

瀬戸内海国立公園とは…

- 昭和9年に我が国で最初に指定された国立公園。総面積62,791haのうち、岡山県内は4,963ha（総面積の7.9%）を占める。
- 静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の浜、段々畠等自然と人文景観が一体となった独特の**多島海景観が特徴**。岡山県内には、「瀬戸内海国立公園（岡山県地域）公園計画書（公園計画の変更）」（平成15年8月）において、「優れた展望地」等とされている多数の展望地がある。

展望地の樹木の伸長による展望の悪化、ゴミの不法投棄等がみられ、
国立公園管理のグレードアップが必ずしも十分に図られていない現状

行政評価・監視の実施

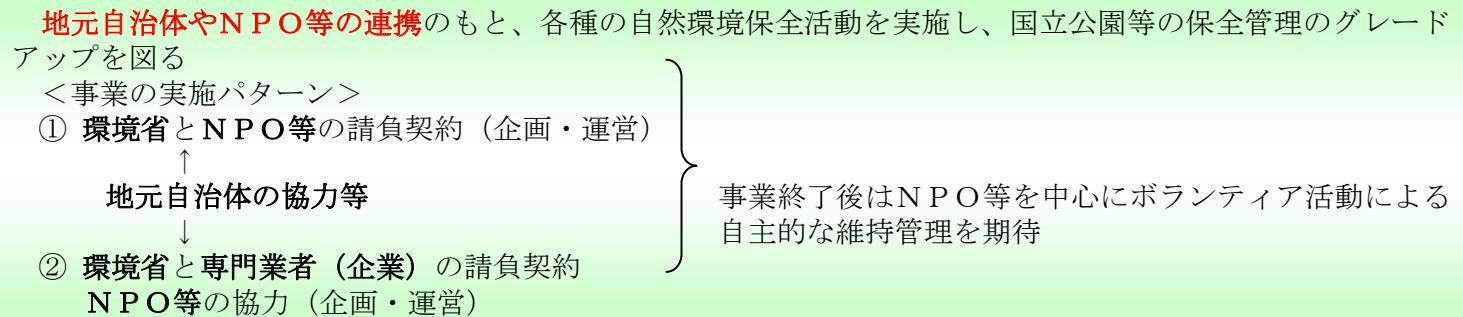
- 瀬戸内海国立公園（岡山県内）における平成13～17年度のグリーンワーカー事業等の実施状況を調査
(県内で22事業を実施：不法投棄ゴミ回収、景観保全、展望地再生、野生植物の保護増殖等)
- 瀬戸内海国立公園（岡山県内）の現地調査を実施
 - 公園区域等にある展望地55箇所のうち28箇所を抽出し、展望地からの眺望の確保状況等について調査
 - 公園区域等にある公園施設等を抽出し、その安全性や案内等の状況について調査
- 公園利用者から、公園の眺望、環境、公園施設等についての感想や意見等の聞き取り調査を実施（479人から回答）

平成18年12月14日、中国四国地方環境事務所に改善意見を通知

項目1 グリーンワーカー事業の効果的な実施

通知事項① グリーンワーカー事業の地元自治体、NPO等への周知・要望把握等

グリーンワーカー
事業の仕組み



調査結果



通知事項

- ⇒ 地元自治体へのグリーンワーカー事業の周知が必ずしも十分でない
- ⇒ ホームページを活用した事業の周知が一部行なわれているものの、必ずしも十分でない
※現在、環境省本省でシステム更改中
- ⇒ 地元自治体、NPO等からの事業実施要望の把握結果等をまとめた記録がなく、事業実施の候補等の選定過程が検証できない

地元自治体、NPO等の要望に基づいた効果的なグリーンワーカー事業の実施を図るため

★ グリーンワーカー事業の趣旨・目的、具体的実施例、効果的な実施手順等の情報を地元自治体、NPO等へ提供すること

- 地域独自の情報を事務所ホームページに掲載する等により、さらに情報提供の充実を図ること

★ 情報提供を十分図り、地元自治体、NPO等からのグリーンワーカー事業に対する要望等を把握すること

- 自然保護官事務所として事業選定過程等の情報を記録し、計画的な事業実施の検討材料として活用すること

通知事項② 展望地再生事業等の計画的な実施

環境事務所の
取り組み

環境事務所は、平成14年度からグリーンワーカー事業を活用した**展望地再生（リフレッシュ）事業等**を開始
※ 岡山県内における展望地再生事業等（景観確保作業等を含む）の実施実績<5地区・8事業>

↓
平成16年度から、環境事務所管内 233箇所の展望地（岡山県内では 55 箇所の展望地）について現況調査を実施し、その結果を「展望地カルテ」として整理中

現地調査結果



◆ 県内の展望地 55 箇所のうち **28 箇所**を抽出して調査した結果

- ★ 展望地再生事業等（景観確保等を含む）の実施により、眺望が確保されているもの：7箇所中 3箇所
【推奨事例】天目山、貝殻山、鷺羽山(1箇所)
⇒ 展望地再生事業等により樹木伐採等が行われているが、一部に眺望を阻害する樹木等があるため、必ずしも眺望の確保が十分とはみられないもの ··· 7箇所中 4箇所（うち1箇所は18年度実施予定）

⇒ 展望地からの眺望が樹木等により一部阻害されているもの ······ 21箇所中 16箇所

◆ 県内の公園区域の現地調査を行った結果

- ⇒ 設置当時は「展望」を目的とした休憩所やベンチであったとみられるが、展望地現況調査の対象とされていないもの ······ 12箇所

通 知 事 項

多島海景観の眺望を確保するため

★ 環境事務所等ではグリーンワーカー事業を活用した展望地再生事業等に取り組んでいるが、眺望が確保されていない展望地について、地元自治体、NPO等と協議・検討のうえ、なお一層の計画的な実施を図ること

- 展望地現況調査の対象となっていない箇所について、展望地としての妥当性を検討のうえ、展望地カルテに加えること

通知事項③ 展望地再生事業等と周辺環境整備等との一体的な実施

展望地再生事業等と
周辺環境整備等との
一体的な実施による
利用増進効果

グリーンワーカー事業の実施対象区域は、原則として公園事業執行区域外（←環境省国立公園課長通知）
↓
しかし、樹木伐採による展望地からの眺望が確保、展望地周辺の下草刈り等の美化清掃作業が行われても、展望地に設置された休憩所やトイレ、ベンチ等の公園施設等が整備されなければ、利用の増進が期待できない
↓
グリーンワーカー事業を活用した展望地再生事業等の実施に当たっては、展望地周辺に設置されている公園施設等の公園施設管理者等による整備を一体的に実施することにより一層の効果が期待できる

現地調査結果



通知事項

展望地再生事業等と周辺環境の整備の一体的な実施を図るため

- ★ グリーンワーカー事業を活用した展望地再生事業等の実施に当たっては、公園施設管理者と連携を図り、展望地周辺に設置された公園施設の一体的な整備の実施について、協力を要請すること
- 過去に展望地再生事業等を実施した箇所についても、同様に公園施設の整備を図るよう協力を要請すること

通知事項④ グリーンワーカー事業の継続的効果の確保

国立公園管理の
グレードアップ
とは…

地域住民や民間団体等による自主的な公園の維持管理活動を引き出すこと

<グリーンワーカー事業を実施することにより期待する発現効果>

- ① 環境整備（不法投棄ゴミの減少、景観修復等）、それに伴う利用者の増大・地域活性化
- ② 地域住民等の自主的な公園の維持管理意識の向上、管理活動の発現
- ③ 事業実施を広く公表することによる公園管理活動団体が存在しない地域住民等に対する管理活動への意識付け
- ④ 過疎化、高齢化が進む島嶼部等において維持管理の労働力不足を解消する先行的モデル事業として実施

調査結果



- 平成17年度末までに終了した事業13件のうち、事業終了後の地域住民等による公園の維持管理が継続していないものが4件あるが、継続しているもの（9件）をみると、継続的効果の確保のためには、地域で活動している地域住民や団体等を巻き込んだ積極的な事業実施が不可欠
- 事業実施結果について、地域住民等の参加状況や事業効果等の事業全体の状況について具体的に整理されていないもの（22件のうち14件）

通知事項

グリーンワーカー事業実施による継続的効果のより一層の確保を図るため

★ グリーンワーカー事業（継続中のものを含む）の実施にあたっては、地域で活動している団体等の一層の把握に努め、その積極的な参画を図ること

- グリーンワーカー事業の実施結果については、実施内容や地元自治体、NPO等の参加状況等、事業の全体像や効果を記録し、今後の事業実施に活用すること

通知事項⑤ 事務処理の適正化

制 度

○会計法（昭和22年3月31日法律第35号）等

- ・随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない（第99条の5）
- ・随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上のものから見積書を徴さなければならない（第99条の6）

調査結果

平成13年度以降に実施の22事業<契約件数33件>について調査したところ、

- 請負契約（随意契約）において、契約相手1社のみから徴取した見積価格を予定価格として設定し、当該金額が適正な契約価格かどうか検証を行わないまま契約締結しているもの（11件）等

通 知 事 項

適正な事務処理の確保を図るため

- 旧山陽四国地区自然保護事務所におけるグリーンワーカー事業実施に伴う会計事務処理が適切に処理されていない事例がみられるので、今後はより一層会計事務手続き等の適正な処理を行うこと

項目2 公園施設等の適切な維持管理

通知事項⑥ 公園施設等の適切な維持管理

制 度

○自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）

- ・ 国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない（第3条）

○瀬戸内海国立公園（岡山県地域）管理計画書（平成2年3月）

- ・ 公園利用施設の老朽化や破損によって、設置目的を達成することが出来ず、利用環境を著しく損なう事例がみられるため、国、県、市町の三者で定期的に施設の点検を実施し、必要な対策を講じるものとする。
- ・ 公園施設は、公園管理のイメージにつながるものであり、快適な利用を維持するため、清掃体制の強化に努めるよう各管理者を指導する

現地調査結果

※県内の7地区の公園区域等にある公園施設等を抽出調査



通 知 事 項

公園利用者の安全の確保等を図るため

★ 安全面で問題がある公園施設等について、その管理者等に対し、早急に必要な措置を講じるよう要請すること

- 公園の利用上の支障等がある公園施設等について、その管理者等に対し、重要度・優先度に応じ必要な措置を講じるよう、要請すること
- 道路管理者、地元自治体等が設置した案内標識のうち、瀬戸内海国立公園へ誘導するものについて、国立公園であることを明示する等の協力を要請すること。また、「瀬戸内海国立公園」であることを示す統一的なシンボルマークの活用について検討すること

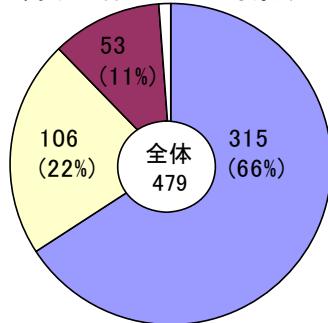
聞き取り調査結果

I 調査の概要

調査方法: 当事務所職員が、公園利用者から公園利用等に関する意見・要望等を直接聞き取り調査を行い、時間が無い場合は、調査票を後日郵送により回収
実施箇所: 鷺羽山、王子ヶ岳
調査期間: 平成18年8月～11月
回答者数: 479人
主な設問: ○展望台(地)から見る多島海景観、○渋川海岸等における漂着ゴミ、○金甲山、貝殻山等における不法投棄ゴミの処理状況 等

II 調査結果(抜粋)

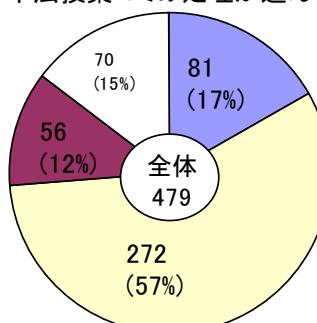
- 樹木が伸びている等景観が楽しめなかつたことはありますか。



- 楽しめた: 315人(66%)
- どちらとも言えない: 106人(22%)
- 楽しめなかつた: 53人(11%)
- 未回答: 5人(1%)

- ・ 鷺羽山、王子ヶ岳は岡山県を代表する展望地であることから、利用者も多く、景観を楽しめたとする者が大半を占めているが、「楽しめなかつた」とする者では、鷺羽山(21名)、王子ヶ岳(7名)を指摘する者が多い。

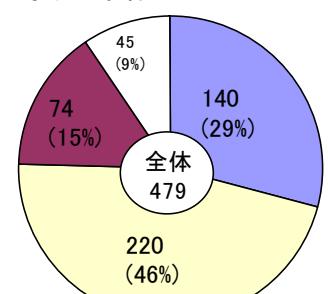
- 不法投棄ゴミの処理が進んでいないといった印象がありますか。



- 進んでいると思う: 81人(17%)
- どちらとも言えない: 272人(57%)
- 進でないと思う: 56人(12%)
- 未回答: 70人(15%)

- ・ 「進でないと思う」とする者の中では、金甲山(21名)を指摘する者が多い。

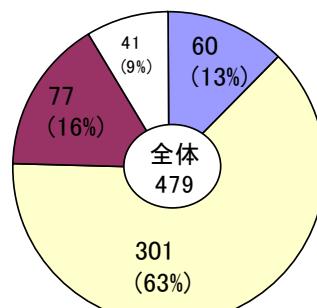
- 海岸に漂着したゴミなどで不快な思いをしたことはありますか。



- 不快ではない: 140人(29%)
- どちらとも言えない: 220人(46%)
- 不快だった: 74人(15%)
- 未回答: 45人(9%)

- ・ 「不快だった」とする者の中、利用者の多い渋川海岸を指摘する者が多い(36名)。

- トイレの維持管理の状況はいかがでしたか。



- 良好: 60人(13%)
- 普通: 301人(63%)
- 悪い: 77人(16%)
- 未回答: 41人(9%)

- ・ 「良好」とした者が60人(13%)であるのに対して「悪い」とした者が77人(16%)が多い。